

福井県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、措置を講じた事項について、次のとおり公表する。

令和5年4月25日

福井県監査委員	力	野	豊
同	田	中	三津彦
同	江	川	権一
同	伊	藤	和弘

福井県知事からの措置報告

1 地域戦略部

監査対象機関	嶺南振興局（若狭）
監査結果 報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 93,511円、修繕費 110,110円）
措置の内容	交通法規を遵守するとともに、交差点進入時や駐車場における周囲確認など、常に細心の注意を払い安全運転に努めるよう職場連絡会議を通じて各部課長等から全職員に周知徹底した。

監査対象機関	嶺南振興局（二州）
監査結果 報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	補助金について、補助金交付事務マニュアルに基づく適正な検査をしていなかったため、1件14,000円の過大交付となっているものがあった。
措置の内容	過大交付判明後すぐに返納処理を行った。また、補助金についての会計事務動画研修を全職員に受講させるとともに、補助事業の執行に当たっては、補助金交付要綱等関係法令、補助金交付事務マニュアルに基づき適正に検査するよう周知した。

2 交流文化部

監査対象機関	恐竜博物館
監査結果 報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金の支払が発生していた。 （損害賠償額 131,177円） 2 歳出予算を執行する際は、事前に執行伺を作成し決裁を受けなければならないが、昨年度に引き続き、手数料等に係る執行伺の作成を失念し、後日決裁を受けているものがあつた。
措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 後退出庫時の後方確認を怠つたことが原因であり、本人に反省を促し今後駐車場内における周囲の安全確認を徹底するよう指導した。また全職員に対し、公用車は前向き駐車を徹底するよう注意喚起した。 2 執行伺の財務会計システム入力を適正な時期に行うこと、また執行伺の作成、決裁終了後に発注を行うことを職員に周知徹底するとともに、複数の職員でチェックを行うなど、適正な事務執行に努める。

監査対象機関	美術館
監査結果 報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事検査においては、契約担当者または契約担当者から検査を命じられた工事検査職員が行わなければならないが、昨年度に引き続き、他の職員が行っているものがあつた。 2 行政財産使用料について、公有財産の評価替に伴う差額調整（還付）を行っていなかった。
措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約金額に応じて、工事検査職員または契約担当者（所属長）が検査しなければならないことを財務規則で再確認した。 2 評価替に伴い生じた差額について、直ちに還付調整を行うとともに、今回の誤りを記録し、3年後の評価替の際に適切な事務処理を行う。

3 安全環境部

監査対象機関	原子力環境監視センター
監査結果 報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金の支払が発生していた。 （損害賠償額 87,764円）
措置の内容	警察署の交通課長を講師に招いた安全運転講習会の開催や、毎日のミーティングおよび毎月開催している所内連絡会議の機会を利用した交通規則の遵守および安全運転の励行など、交通事故防止に係る職員教育を再徹底する。

4 健康福祉部

監査対象機関	嶺南振興局二州健康福祉センター
監査結果 報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	1 公用車の事故（物損3件）により、損害賠償金、修繕費および車両運搬費の支払が発生していた。 （損害賠償額 260,594円、81,540円、 修繕費 95,788円、60,819円、運搬費 97,580円） 2 行政財産使用料の調定が著しく遅れているものがあつた。
措置の内容	1 全職員に対し、自動車の安全運転と交通法規の遵守を徹底するよう指導するとともに、講習会への参加勧奨など事故防止に対する意識向上を図った。また、携行する運転日誌に、体調や時間的余裕を確認してから運転に臨むためのチェックシートを備え付けた。 2 手続が未了の調定を可視化するため、調定すべき行政財産使用料とその時期を一覧化したチェックリストを作成し、調定を起案する都度資料として添付することとした。

監査対象機関	総合福祉相談所
監査結果報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	<p>1 昨年度に引き続き、電話料の支払手続を失念したため、口座引落不能となっているものがあつた。</p> <p>2 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 493,449円、198,451円、99,275円)</p>
措置の内容	<p>1 独自に作成している「支払状況確認表」により、支払手続が漏れているものがないか複数の職員で確認するよう改めて周知徹底した。</p> <p>2 安全運転に対する意識を向上させるため、毎月開催している課長会や所属内の会議を通じ、全職員に対して安全運転と交通法規遵守の徹底を繰り返し注意喚起するとともに、事故の当事者および若手職員を対象とした交通安全講習会を開催した。</p>

監査対象機関	こども療育センター
監査結果報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	<p>公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 (損害賠償額 68,213円、修繕費 40,026円)</p>
措置の内容	<p>課長会において各課室長に、各課室員に対し交通法規の遵守と交通安全の徹底についてより一層の注意喚起を促すよう伝えるとともに、個人面談の際、一人一人に注意喚起を行った。併せて、公用車を運転する職員に対しては、次長等から直接運転者に対して交通安全の徹底について声かけを行う。</p>

監査対象機関	和敬学園
監査結果報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	<p>昨年度に引き続き、新たに取得した備品について、備品台帳に登録していないものがあつた。</p>
措置の内容	<p>備品の購入伺を作成する際には物品分類コードが入力されているかをその都度確認し、備品台帳への登記漏れが発生しないようにする。また、支払時には複数職員での備品登録状況のチェックを改めて徹底する。</p>

5 農林水産部

監査対象機関	奥越農林総合事務所
監査結果 報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	補助金について、実績報告書の受理後、額の確定の手続が著しく遅れているものがあった。
措置の内容	<p>国の額の確定通知の收受漏れにより手続が遅れたものであり、公用メールで予算主管課からの通知を受信した際は、担当者だけでなく、当該事務を担当する部署の複数の職員にメールを転送して、收受漏れを防ぐこととした。</p> <p>併せて、所属内で補助金に関する会計事務の学習会を行い、額の確定手続に遅れが生じることがないように周知徹底した。</p>

監査対象機関	丹南農林総合事務所
監査結果 報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 昨年度に引き続き、補助金について、交付要綱で交付申請書に添付を必要としている「県税の納付状況の確認に関する同意書」の証明日より前に交付決定を行っているものがあった。 2 昨年度に引き続き、補助金について、補助金額に影響はなかったものの、補助対象外としなければならない経費を対象経費として検査しているものがあった。
措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 税務課通知「補助金等の申請における納税証明書等の添付について」の周知徹底を行った。また、補助金等交付要綱および補助金交付事務マニュアルを再確認するとともに、納税証明書の証明日が交付決定何作成日より前の日付になっているか、複数の職員で確認することを再度徹底した。 2 交付申請書や実績報告書の補助対象事業費に対象外経費が計上されていないか、複数の職員で確認することを再度徹底した。

監査対象機関	水産試験場
監査結果 報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	借用した船を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 253,000円)
措置の内容	損傷の原因は、船へ積載した機材等の重量過多により、船内に浸水したものである。外来魚調査など小型船を使用する調査に関係する全職員に対して、船の積載量の確認を徹底するよう改めて周知した。

監査対象機関	越前漁港事務所
監査結果 報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	昨年度に引き続き、漁港施設使用料の算定を誤り、2,262円を過少に徴収していた。
措置の内容	相手方に事情を説明し、過少分を調定、納付済みである。今後は、算定に必要な日数を複数職員で確認することに併せ、調定決議書に最新の料金単価表を添付し、適正な手続を行う。

6 土木部

監査対象機関	福井土木事務所
監査結果 報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	公用車の事故（物損2件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 (損害賠償額 163,900円、59,180円、 修繕費 221,903円)
措置の内容	福井警察署員を講師に招き、安全運転講習会を実施し、全職員に受講させ、安全運転の徹底を図った。また、所属長自らが、自動車の安全運転と交通法規遵守を徹底するよう日々職員に対して声掛けをするとともに、毎月開催する定例会において、事故事例を踏まえた安全運転の励行を繰り返し呼びかけ、職員の安全運転の意識向上を図っている。

監査対象機関	三国土木事務所
監査結果 報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	<p>公用車の事故（物損4件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。</p> <p>（損害賠償額 385,837円、61,600円、修繕費 99,407円、85,180円、40,305円）</p>
措置の内容	<p>公用車運転時の安全運転の徹底について、全職員に対し所長から強く注意を促すとともに、公用車には原則複数人が乗車し、後退時等には同乗者が降車して安全確認を行うこと等の事故防止対策を徹底するよう指示した。</p> <p>また、所内会議を通じ、公用車だけでなく私有車における交通事故・交通違反の防止、法令遵守について、職員の意識向上を図っている。</p>

監査対象機関	奥越土木事務所
監査結果 報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	<p>令和4年度歳入で受け入れなければならない道路占用料について、令和3年度歳入で受け入れていた。</p>
措置の内容	<p>歳入を調定しようとする際に確認しなければならない所属年度について、担当者と総務経理グループリーダーとで再確認を行った。また、調定時には複数職員で確認を行うこととした。</p>

監査対象機関	丹南土木事務所
監査結果 報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 不注意により個人の自動車を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 98,318円) 2 損害賠償金について、債権者を誤って支出し、後日返納させていた。 3 道路占用料の調定が著しく遅れているものがあつた。
措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内に置かれている物品等については、車庫内に保管することとし、安全な管理を徹底した。 2 損害賠償金の事務処理について複数人により確認した上で行うことを徹底することとした。 3 調定を行うべき時期について職員に周知徹底した。また、占用許可決裁後、直ちに調定されたか複数人により確認することとした。

監査対象機関	嶺南振興局敦賀港湾事務所
監査結果 報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	<p>公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 139,271円)</p>
措置の内容	<p>自動車の安全運転と交通法規遵守を徹底するよう全職員に対して注意を促し、職員の安全運転の意識向上を図った。また、毎週行う打合せ会において所属長から安全運転について繰り返し注意喚起を行い、交通事故防止に努めている。</p>

福井県教育委員会教育長からの措置報告

監査対象機関	特別支援教育センター
監査結果報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金の支払が発生していた。 （損害賠償額 454,823円）
措置の内容	職員朝礼の際に、所員全員に対して、交通法規を遵守し不注意による事故等を起こさないよう注意喚起を行った。

監査対象機関	図書館
監査結果報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	昨年度に引き続き、随意契約において、再度の見積り合せにあたり2者のうち1者が辞退し不調としなければならないところ、残りの1者と契約しているものがあつた。
措置の内容	複数の業者を選定し見積依頼した際に、1者のみ参加であつた場合は必ず不調とし、再度見積依頼を行わなければならないことについて、決裁を行う複数職員で確認することとした。

監査対象機関	三方青年の家
監査結果報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	<ol style="list-style-type: none"> 6年連続して、領収した現金について、指定金融機関への払込みが遅れているものがあつた。 昨年度に引き続き、備品の廃棄処分後に廃棄調書を作成しているものがあつた。
措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 利用者の了承を得て、施設使用料・主催事業参加費について現金納付から納入通知書での納付に変更した。県外利用者等で現金納付が想定される場合には、担当者および出納員の複数職員で事前に領収日を把握し、指定金融機関への払込み遅れがないよう、適正な事務執行に努める。 備品の廃棄にあたっては、事前に廃棄調書を作成することを、所属長含め会計事務に携わるすべての職員で改めて確認した。今後、備品廃棄の際は、備品登録の有無を十分確認した上で、適切な時期に廃棄調書を作成し、再発防止に努める。

監査対象機関	鯖江高等学校
監査結果 報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	<p>1 口座引落不能となった電話料について、再度の支払手続が遅れたため、旧年度予算で支出しなければならないところ新年度予算で支出していた。</p> <p>2 口座引落不能となった電話料について、一旦、戻入処理しなければならないが、処理が遅れたため、翌年度に歳入調定し雑入で受け入れていた。</p>
措置の内容	<p>公共料金による非定例的な支払状況が発生した場合は、経緯を十分整理のうえ、事務を行うこととした。また、支払日毎に前渡資金口座について残額等に異常がないか複数の職員で確認を行うとともに、口座引落不能となった場合における支払手続や戻入の手順を、複数の職員で確認した。</p>

監査対象機関	若狭高等学校
監査結果 報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	<p>昨年度に引き続き、新たに取得した備品について、備品台帳への登記が遅れているものがあった。</p>
措置の内容	<p>事務職員全員に「財務規則の運用について」の該当箇所を再度確認させるとともに、備品登録時の作業チェックシートを作成し確認するようにした。</p>

監査対象機関	福井農林高等学校
監査結果 報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	<p>昨年度に引き続き、新たに取得した備品について、備品台帳への登記が遅れているものがあった。</p>
措置の内容	<p>工事により取得した備品にかかる備品台帳への速やかな登記について、複数人による確認を徹底する。</p>

監査対象機関	ろう学校
監査結果 報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 188,100円)
措置の内容	今後、停車時には必ずシフトレバーの位置を指差し確認するよう職員に徹底した。

監査対象機関	南越特別支援学校
監査結果 報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	歳出予算を執行する際は、事前に執行伺を作成し決裁を受けなければならないが、昨年度に引き続き、保険料等に係る執行伺の作成を失念し、後日決裁を受けているものがあった。
措置の内容	歳出予算を執行する際は、事前に執行伺を作成しているか複数職員で確認することを再度周知徹底し、執行伺の作成漏れがないよう適正な事務執行に努める。

福井県公安委員会委員長からの措置報告

監 査 対 象 機 関	福井警察署
監 査 結 果 報 告 年 月 日	令和5年3月7日
監 査 の 結 果	<p>公用車の事故（物損6件）により、損害賠償金、修繕費および車両運搬費の支払が発生していた。</p> <p>（損害賠償額 448,500円、196,470円、116,490円、修繕費 277,983円、256,883円、96,822円、86,130円、74,624円、運搬費 6,600円）</p>
措 置 の 内 容	<p>当事者に対しては、事故が組織に及ぼす影響等について幹部が重点的に教養を実施した。</p> <p>全署員に対しては、車両運転に関する留意事項や心得等を詳細に示した署長指示文の発出、公用車運転中における留意事項を列記したステッカーの作成と車内への掲示、損害保険会社が提供している専用アプリを使用した安全運転診断の実施、交通事故被害者遺族による身につまされる教養の実施、車両後退時要領に関する動画作成と配信、新人警察官に対するドライブレコーダーの設置の推奨等を実施し、交通事故・交通違反防止に向けた意識を高めた。</p>

監 査 対 象 機 関	福井南警察署
監 査 結 果 報 告 年 月 日	令和5年3月7日
監 査 の 結 果	<p>1 公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金の支払が発生していた。</p> <p>（損害賠償額 882,629円）</p> <p>2 委託料の支払金額を誤り、3,668円の過大支出となっていた。</p>
措 置 の 内 容	<p>1 当事者に対しては、交通事故防止教養および同乗運転指導や道路交通法の遵守のための教養等を実施し、再発防止を図った。</p> <p>また、全署員に対しては、事故の発生状況を分析し、安全運転および事故発生による影響や同乗者が実施すべき事項について指導教養を実施し、交通事故の再発防止を図っている。</p> <p>2 過大支出については、既に是正を行った。今後は、契約書を確認し、契約書に基づいた支払事務を行うとともに、複数の職員で確認を徹底し、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	坂井警察署
監査結果 報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	公用車の事故（物損2件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 83,325円、修繕費 73,000円）
措置の内容	交通事故を起こした職員に対しては、事故発生原因に応じた運転技能指導・教養を行い、再発防止を図った。 また、全署員に対しては、毎朝点検等において具体的な交通事故防止対策の指示を行うとともに、安全運転管理者において公用車鍵を集中管理し、運転前に道路状況等に応じた指示や運転者の体調確認を徹底することとした。

監査対象機関	敦賀警察署
監査結果 報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	公用車の事故（物損2件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 207,285円、修繕費 450,604円、 25,850円）
措置の内容	当事者に対しては、運転技能に関する指導を実施し、安全運転意識および運転技能を高めさせて交通事故の再発防止を図った。 全署員に対しては、月1回交通安全推進委員会を開催し、事故防止に向けた取組を検討するとともに、毎朝点検において、職員自身が体験したヒヤリ・ハット体験を発表させるなど、署員参加型の教養により、安全運転に対する意識向上を図っている。

監査対象機関	小浜警察署
監査結果 報告年月日	令和5年3月7日
監査の結果	委託料の支払金額を誤り、1,834円の過大支出となっていた。
措置の内容	過大支出については、既に是正を行った。今後は、契約相手方と契約内容を十分確認するとともに、複数の課員による確認を徹底し、再発防止に努める。